

令和4年度の消費者行政

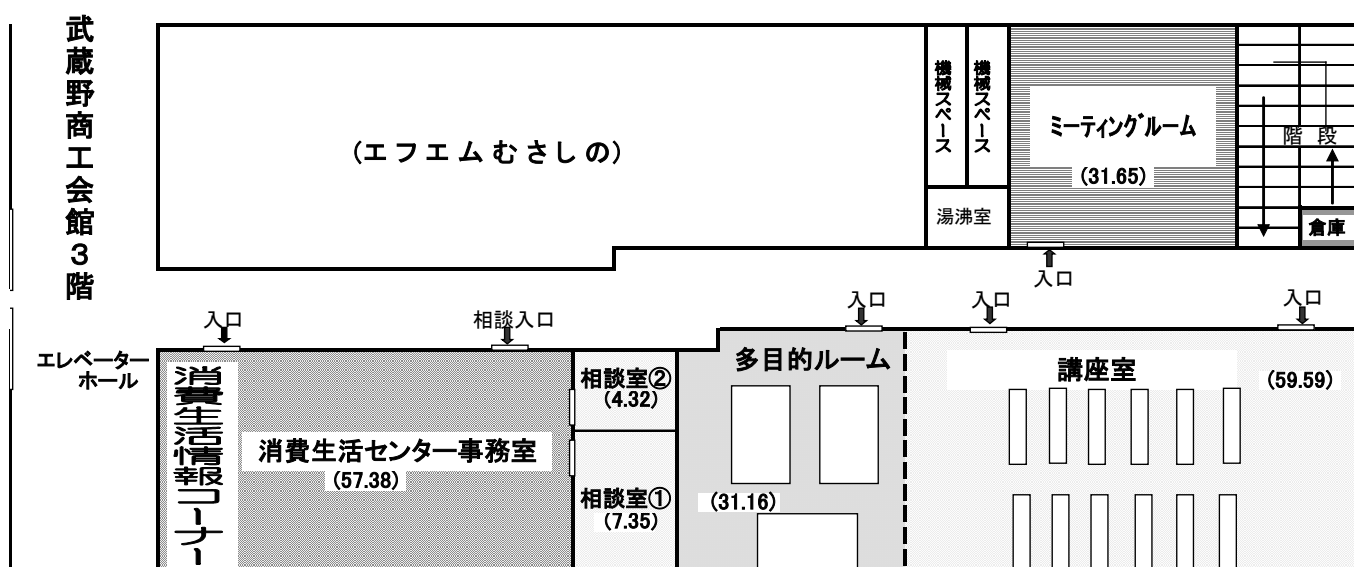
武 蔵 野 市

目 次

I. 施設の案内	1
II. 沿革	2
III. 組織	3
IV. 事業の概要	4
1 消費生活講座	4
2 児童・生徒教室[夏休み親子教室]	5
3 消費生活相談員による消費者被害の未然防止啓発講座等（出前講座）	5
4 悪質商法被害防止街頭キャンペーン	6
5 暮らしフェスタむさしの2022（第44回武蔵野市消費生活展）	6
6 消費者団体支援	7
7 むさしの消費者スクール	7
8 むさしの青空市	8
9 刊行物等の発行	9
10 施設等の利用状況	9
V. 消費生活相談の概要	10
1 相談の受付状況	10
2 商品・役務（サービス）分類別及び相談内容別の相談件数	12
3 契約購入金額	17
4 処理結果及び救済金額等	17
5 消費者安全法に基づく重大事故等の通知件数	18
—資料—	
武蔵野市消費生活センター条例	19
武蔵野市消費者ルーム管理運営規則	21
武蔵野市消費者団体登録要綱	23
武蔵野市消費者団体事業助成金交付要綱	25
武蔵野市消費者スクール実施要綱	26

I. 施設の案内

- 1 名称 武蔵野市消費生活センター
- 2 所在地 〒180-0004
武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号
武蔵野商工会館3階
電話 0422-21-2972 (代表)
0422-21-2971 (相談専用)
Fax 0422-51-5535
- 3 開設年月日 昭和59年5月1日
(平成13年6月4日 現在地に移転)
- 4 施設の規模 総面積 191.45 m²



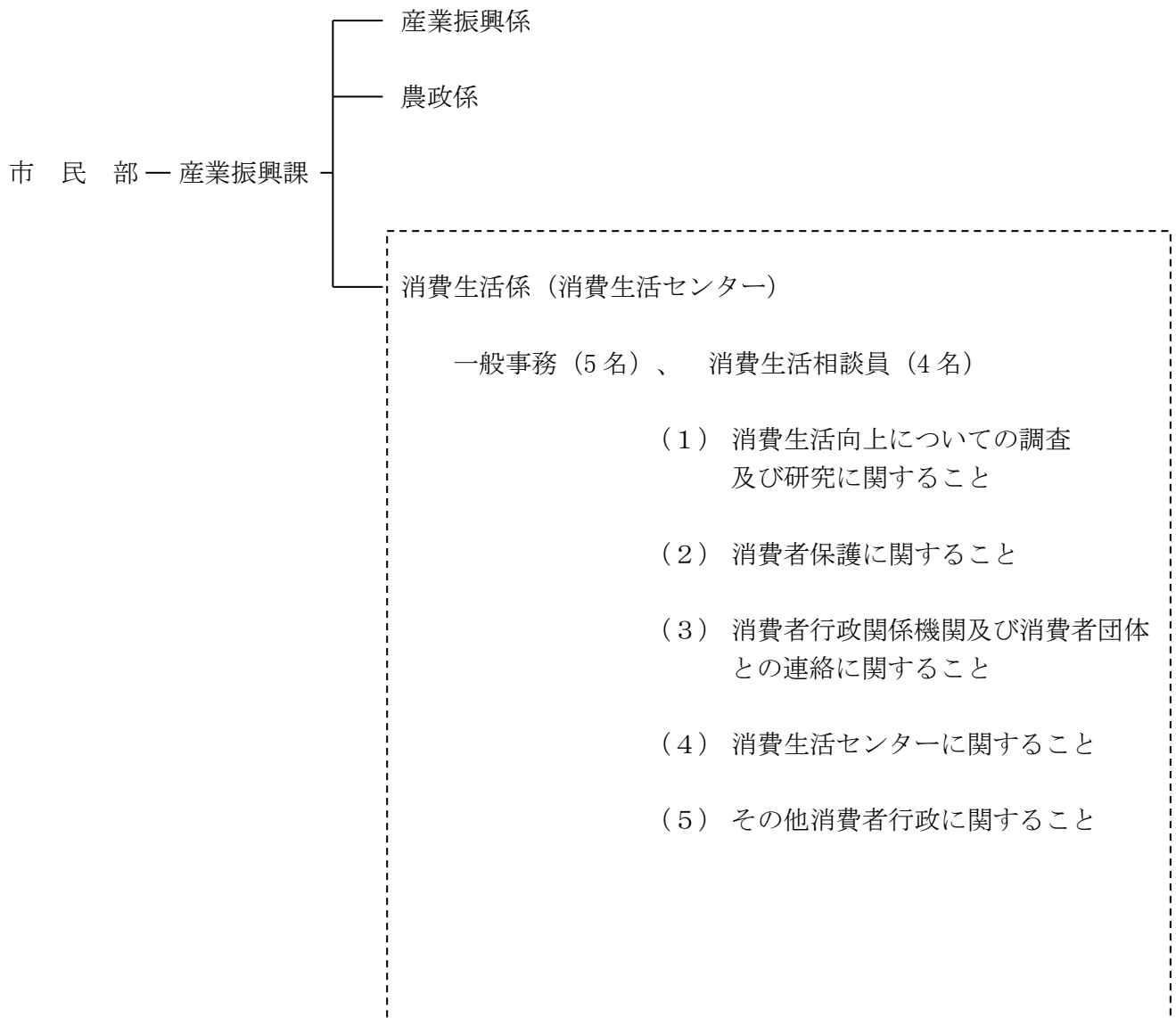
- 5 開館時間 平日 午前8時30分～午後5時
- 6 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 7 相談受付時間 平日 午前9時～午後4時

Ⅱ. 沿 革

昭和 48 年 12 月 15 日	武蔵野市消費者運動連絡会、結成
昭和 49 年 2 月 1 日	物価対策本部を設置
昭和 49 年 2 月 15 日	物価対策連絡会議を設置
昭和 49 年 10 月 24 日	第 1 回生活用品交換会を商工会館ホールにおいて開催
昭和 54 年 10 月 16/17 日	第 1 回消費生活展を吉祥寺ロンロン東地下街において開催
昭和 56 年 4 月	機構改革により消費生活担当（係相当）を設置
昭和 56 年 11 月 22 日	第 1 回むさしの青空市をむさしの市民公園において開催
昭和 59 年 5 月 1 日	武蔵野市消費者ルームを吉祥寺駅北口岩崎吉祥寺ビル 6 階に開設
昭和 59 年 5 月 18 日	武蔵野市消費者運動連絡会定例会を消費者ルームにて開催 （以後、毎月第 3 金曜日に開催）
昭和 59 年 6 月 20 日	第 1 回消費者講座を消費者ルームで開催
昭和 59 年 8 月 7 日	武蔵野市消費者モニター制度開始
昭和 62 年 3 月 29 日	悪質商法追放街頭キャンペーンを実施（吉祥寺サンロード商店街入り口）
昭和 62 年 8 月 5 日	第 1 回消費者教育夏休み一日教室を市内小中学校教職員を対象に開催
平成 5 年 12 月 1 日	東京都消費者生活相談情報オンラインシステム(MECONIS)を導入
平成 5 年 12 月 15 日	武蔵野市消費者運動連絡会 20 周年記念式典を開催
平成 6 年 4 月 5 日	組織改正により、市民部生活文化課市民相談係（消費生活担当）へ変更。 同時に米穀事務及び公衆浴場対策を市民部商工経済課へ移管
平成 10 年 6 月 20 日	生活用品交換会を廃止し、第 1 回生活用品リサイクル市を東急百貨店吉祥寺店 ル・スクワールにて開催
平成 12 年 11 月 12 日	第 20 回記念むさしの青空市をむさしの市民公園で開催
平成 13 年 6 月 4 日	武蔵野市立武蔵野商工会館 3 階に移転、消費者行政の充実を図る
平成 14 年 4 月 1 日	組織改正により、環境生活部生活経済課消費生活係へ変更
平成 15 年 4 月 1 日	武蔵野市消費者ルームから武蔵野市消費生活センターへ名称変更
平成 15 年 12 月 13 日	武蔵野市消費者運動連絡会 30 周年記念式典を開催
平成 19 年 4 月	消費者モニター制度を「むさしの消費者スクール」へ変更
平成 20 年 10 月	第 30 回武蔵野市消費生活展「くらしフェスタむさしの」を開催
平成 21 年 3 月 5 日	「むさしの修理市」を廃止（担い手不在のため）
平成 22 年 11 月 7 日	第 30 回記念むさしの青空市をむさしの市民公園で開催
平成 23 年 11 月 13 日	第 31 回むさしの青空市において東日本大震災復興支援の募金活動を実施
平成 24 年 10 月 1 日	組織改正により、市民部生活経済課消費生活係へ変更
平成 25 年 2 月 8 日	武蔵野市消費者スクール実施要綱制定
平成 25 年 4 月 1 日	武蔵野市緊急市民生活防衛条例、廃止
平成 25 年 4 月 1 日	武蔵野市物価対策本部規定、廃止
平成 25 年 12 月 17 日	武蔵野市消費者運動連絡会 40 周年記念式典を開催
平成 28 年 4 月 1 日	武蔵野市消費生活センター条例制定
平成 28 年 4 月 1 日	武蔵野市消費者ルーム管理運営規則制定
令和 2 年 3 月 19 日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（*）
令和 2 年 4 月 1 日	組織改正により、市民部産業振興課消費生活係へ変更
令和 2 年 9 月 25/26 日	くらしフェスタむさしの 2020 中止（*）
令和 2 年 11 月 8 日	第 40 回むさしの青空市中止（*）
令和 3 年 3 月 19 日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（*）
令和 3 年 11 月 14 日	第 40 回むさしの青空市中止（*）
令和 4 年 3 月 18 日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（*）
令和 4 年 3 月	むさしの青空市のあり方検討委員会の検討結果をふまえて、むさしの青空市は第 39 回（令和元年 11 月 10 日開催）で終了
令和 5 年 3 月 17 日	啓発方法見直しのため悪質商法被害防止街頭キャンペーン終了

（*）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

Ⅲ. 組 織



IV. 事業の概要（令和4年度）

～安全で豊かな消費生活をするための施策～

1 消費生活講座

月日 (曜日)	テーマ	講師	場所	受講人数
				募集人数
5月19日 (木)	スマホ安全教室	KDDI	武蔵野商工会館 市民会議室	18
				20
6月23日 (木)	【消費者スクール合同開催】 健康食品にご注意を	森田 満樹 氏（消費生活 コンサルタント）	武蔵野商工会館 市民会議室	49
				45
7月14日 (木)	【消費者スクール合同開催】 人生100年時代のお片付け	渡部 亜矢 氏（実家片づけ アドバイザー）	武蔵野商工会館 市民会議室	97
				40
9月8日 (木)	【消費者スクール合同開催】 エンディングノートを活用し よう	小谷 みどり 氏（シニア生 活文化研究所 代表理事）	武蔵野商工会館 市民会議室	45
				45
10月13日 (木)	【消費者スクール合同開催】 デジタル遺品の生前整理	伊勢田 篤史 氏（日本デジ タル終活協会 代表理事）	武蔵野商工会館 市民会議室	65
				40
11月10日 (木)	【消費者スクール合同開催】 在宅での生活が難しくなっ たら	中村 正文 氏（全国有料老 人ホーム協会 参与）	武蔵野商工会館 市民会議室	59
				40
12月21日 (水)	プロが教える手作りおせち料 理（実習）	杉浦 良 氏（吉祥寺二葉栄 養調理専門職学校調理師科）	吉祥寺二葉栄養 調理専門職学校	14
				16
令和5年 1月19日 (木)	床の広さは心の広さ！誰でも できるカンタン整理収納術	中山 真由美 氏（整理収納 アドバイザー）	武蔵野商工会館 市民会議室	44
				60
令和5年 2月9日 (木)	【消費者スクール合同開催】 自分らしい「終活」を考える	小谷 みどり 氏（シニア生 活文化研究所 代表理事）	武蔵野商工会館 市民会議室	59
				40
令和5年 3月11日 (土)	ゴミ清掃芸人 マシンガンズ 滝沢さんから見た『食品ロス』	滝沢 秀一 氏（お笑い芸人 兼ゴミ清掃員）	武蔵野商工会館 市民会議室	68
				60



4月 スマホ安全教室



1月 誰でもできるカンタン整理収納術



3月 マシンガンズ滝沢さんから見た「食品ロス」

2 児童・生徒教室[夏休み親子教室]

月日	テーマ	講師	場所	受講人数 募集人数
7月28日 (木)	親子で学ぶお金のこと 「お金ってなーに？」	多摩信用金庫 鈴木 琢真 氏	武蔵野商工会館 第1・第2会議室	15名(7組) 15組
8月10日 (水)	料理教室「加工食品と手作りの食べ物を 調べてみよう～手作りうどん作り～」	さつきクラブ代表 西上原 節子 氏	新型コロナウイルス感 染症拡大のため中止	— 8組



親子で学ぶお金のこと
「お金ってなーに？」

3 消費生活相談員による消費者被害の未然防止啓発講座等（出前講座）

開催日	テーマ	対象	場所	受講人数 (人)
4月12日 (火)	悪質商法にあわないために	吉西福祉の会 (あじさいひろば)	吉祥寺西コミセン 大会議室	15
4月21日 (木)	消費生活相談の最近の動向とト ラブル防止法	吉祥寺ナーシング在宅介護・ 地域包括支援センターケアマ ネジャー	吉祥寺ナーシング ホーム集会室	25
8月24日 (水)	高齢者を狙う悪質商法～手口を 知っていきましょう～	武蔵野市老人クラブ会員	スイングホール	93
9月12日 (月)	悪質商法の手口と身近にひそむ 危険	みつわクラブ会員	境南コミセン 第1・第2会議室	26
10月4日 (火)	悪質商法にあわないために	さわやかクラブ会員	都営境2丁目アパート 集会所	12
10月14日 (金)	消費者被害の実態と利用者を悪 質商法から守るために注意すべ きこと	福祉公社権利擁護センター生 活支援員活動希望者	福祉公社 1階会議室	10
11月21日 (月)	わたしはダマされない？～イン ターネットの様々な誘惑や被害 から自分を守るう～	障害者就労支援センターあ いる利用者及び職員	武蔵野プレイス 4階フォーラム	8
12月22日 (木)	高齢者の消費者被害と解決策	家族介護者、本人	吉祥寺ナーシングホーム 在宅会議・地域包括支援 センター	10
令和5年 2月6日 (月)	消費者被害の実態とその対応	市民後見人等候補者	福祉公社 1階 会議室	23
令和5年 3月3日 (金)	最近の消費者被害と解決策	武蔵野市消費者運動連絡会 会員	消費生活センター 講座室	7
令和5年 3月24日 (金)	わたしはダマされない？～自立 した消費者になろう～	地域活動支援センター「コッ ト」利用者及びスタッフ	市民会館 講座室	15

- 令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、市内中学校で消費生活相談員による出前講座を行った。

開催日	テーマ	対象	場所	受講人数(人)
9月6日 (火)	よりよい消費生活のために～大人になる前に知っておこう消費者トラブルの防ぎ方	武蔵野市立第二中学校 3年B組、3年D組	武蔵野市立第二中学校	1校 4クラス
9月13日 (火)	よりよい消費生活のために～大人になる前に知っておこう消費者トラブルの防ぎ方	武蔵野市立第二中学校 3年A組、3年C組	武蔵野市立第二中学校	
令和5年 1月30日 (月)	よりよい消費生活のために～大人になる前に知っておこう消費者トラブルの防ぎ方	武蔵野市立第一中学校 2年A組、B組、C組	武蔵野市立第一中学校	1校 3クラス

4 悪質商法被害防止街頭キャンペーン

- 開催予定日：令和5年3月17日（金）
※啓発方法の見直しにより事業の休止

5 暮らしフェスタむさしの2022（第44回武蔵野市消費生活展）

「かわる時代 かわる暮らし」をテーマに、食・暮らしの安全や環境問題などについて、市民団体が活動の成果を発表した。武蔵野プレイスでパネル展示、展示内容発表会、体験教室、公開講座を実施した。

- 開催日時 9月29日（木）午後1時～ 10月1日（土）午後3時まで
- 会場 武蔵野プレイス 1階ギャラリー、3階スペースC
- 参加団体 6団体
- 主催 暮らしフェスタむさしの2022実行委員会

[展示内容]

団体名	テーマ
NPO法人 市民まちづくり会議・むさしの	ホームインスペクションのすすめ～中古住宅取引の安心とトラブル防止に向けて～
コープみらい 地域クラブ 武蔵野のんちゃんクラブ	ようこそ コープぼうさい塾へ
さつきクラブ	大豆ミート
武蔵野市消費者運動連絡会	マイクロプラスチックについてⅡープラスチック資源循環促進法制定後の取り組みー
地域サロン「ぷらっと」	全国初の終活互助へのチャレンジ～その2 マネー編～
新日本婦人の会 武蔵野支部	消費者問題と制定された法律ー知って、活用しようー
暮らしフェスタむさしの2022実行委員会	「18歳成年年齢の引下げ」について知っておきたいこと 等

[公開講座]

開催日	テーマ	講師
10月1日(土)	18歳成年年齢引き下げ～本人+周りの人に覚えておいてほしいこと～	弁護士 長谷川 泰 氏 (多摩パブリック法律事務所)

[体験教室]

開催日	内容	講師
9月29日(木) 10月1日(土)	使用済封筒を利用したペンケース作り	くらしフェスタ実行委員会 2022



団体発表



公開講座



体験教室

<二次展示>

- 開催日時 令和5年2月27日(月)～3月3日(金)
- 会場 市役所ロビー
- 参加団体 6団体

6 消費者団体支援

(1) 武蔵野市消費者運動連絡会

昭和48年12月15日に市内消費者団体による連絡組織として結成された。

参加は5団体(令和4年4月現在)、毎月1回定例会を消費生活センターで開催し、食の安全、環境問題、経済問題等について学習する他、参加団体相互の情報交換・交流を図っている。また、市消費者関連事業に協力している。

(2) 消費者団体への助成

登録団体へ講座室等施設の貸出を行っている他、団体が企画する講座や見学会についての講師謝礼金や貸切バス利用等の補助を行っている。登録団体は7団体(令和4年4月現在)となっている。今年度は助成の申請なし。

7 むさしの消費者スクール

安全・安心で豊かな消費生活を実現する賢い消費者の養成講座として、令和4年度は「暮らしに役立つ連続講座～転ばぬ先の古い支度～」をテーマに5月～翌年3月の一年間、講座を実施した。

受講生 38名（教室受講24名、オンライン受講14名）

開催日	内容	講師	開催場所
5月12日 (木)	オリエンテーション 講座 高齢者の消費者被害と解決策	消費生活相談員 大内 郁代	商工会館 第1・2会議室
6月23日 (木)	健康食品にご注意を！ 表示ルールや過剰 摂取のリスクについて 【消費生活講座と合同開催】	消費生活コンサルタント 森田 満樹 氏	商工会館 市民会議室
7月14日 (木)	人生100年時代のお片づけ 失敗しない！ 自宅と実家の片づけポイント 【消費生活講座と合同開催】	実家片づけアドバイザー 渡部 亜矢 氏	商工会館 市民会議室
9月8日 (木)	エンディングノートを活用しよう ～人生100年時代をどう生きるか～ 【消費生活講座と合同開催】	シニア生活文化研究所 小谷 みどり 氏	商工会館 市民会議室
10月13日 (木)	デジタル遺品の生前整理 【消費生活講座と合同開催】	日本デジタル終活協会 伊勢田 篤史 氏	商工会館 市民会議室
11月10日 (木)	在宅での生活が難しくなったら ～高齢者向け施設の種類と選び方～ 【消費生活講座と合同開催】	有料老人ホーム協会 中村 正文 氏	商工会館 市民会議室
12月8日 (木)	新しい財産管理のカタチ～家族信託と成年 後見の違いを知り賢く備えよう～	司法書士 村山 澄江 氏	商工会館 市民会議室
令和5年 1月12日 (木)	賢い遺言書の書き方と相続 ～相続トラブルを避けるコツ～	司法書士 村山 澄江 氏	商工会館 市民会議室
2月9日 (木)	自分らしい『終活』を考える ～変わる葬儀とお墓のかたち～ 【消費生活講座と合同開催】	シニア生活文化研究所 小谷 みどり 氏	商工会館 市民会議室
3月9日 (木)	武蔵野の福祉 まとめ 受講生の感想発表 「一年を振り返って」	武蔵野市高齢者支援課	商工会館 市民会議室



9月 エンディングノート



10月 デジタル遺品の生前整理



1月 賢い遺言書の書き方と相続

8 むさしの青空市

「むさしの青空市のあり方検討委員会」の検討結果をふまえて、第39回（令和元年11月10日開催）で終了とした。

9 刊行物等の発行

名称	区分	配布先	部数
地域の見守りと気づきが、高齢者の消費者トラブルを未然に防ぎます。	リーフレット	一般市民（全戸配布）	86,000
きっかけはSNS!!それ、悪質商法かも（若者向け）	リーフレット	消費生活講座、市内大学で配布	9,300
令和3年度の消費者行政	冊子	庁内及び都内消費者行政関係機関等	300
くらしフェスタむさしの2022 第44回武蔵野市消費生活展	冊子	市内施設来場者、都内消費者行政関係機関等	270
2023年版 くらしの豆知識	冊子	市関連施設、老人クラブ、市内中・高・大学等、一般市民	500
バス中吊りポスター	ポスター	関東バス、ムーバス車内	100

10 施設等の利用状況

月	会議室使用件数			図書等貸出件数	
	消費者団体	市等	計	人数	冊数
4月	8	19	27	2	2
5月	6	24	30	1	2
6月	7	44	51	1	1
7月	8	94	102	2	2
8月	9	12	21	2	3
9月	19	53	72	4	7
10月	8	65	73	2	4
11月	10	33	43	1	1
12月	8	37	45	3	5
1月	6	59	65	0	0
2月	9	53	62	2	3
3月	6	34	40	2	3
合計	104	527	631	22	33

* 土日、夜間を含む。

* 午前、午後、夜間を各ターコマとして集計。

* 消費者団体とは登録消費者団体で、令和4年度は7団体。

* 市等とは、消費生活センター、産業振興課他、商工会館内各事務所、市役所各課。

V. 消費生活相談の概要

消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する契約上のトラブルや、品質、安全性など、消費生活における様々な相談に相談員が対応している。

場 所	武蔵野市消費生活センター
相談日時	毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時～午後4時
相談員	4名

1 相談の受付状況

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)に寄せられた相談件数は1,217件で、前年度(1,172件)と比べて45件(対前年比103.8%)増加した。相談の方法は、来所によるものが97件(8.0%)、電話によるものが1,114件(91.5%)、その他(メール等)6件(0.5%)となっている。(表1)

表1 方法別相談受付件数と割合

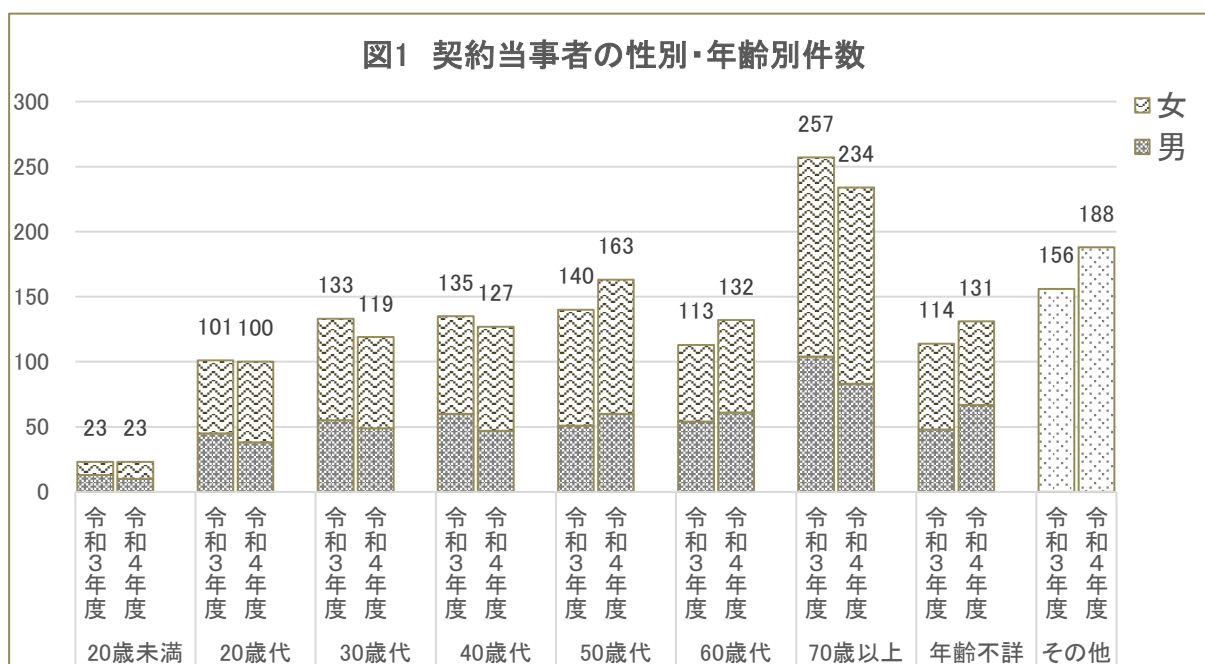
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
来所	231 (17.4%)	220 (17.5%)	85 (6.4%)	69 (5.9%)	97 (8.0%)
電話	1,098 (82.5%)	1,037 (82.2%)	1,234 (92.6%)	1,096 (93.5%)	1,114 (91.5%)
その他	1 (0.1%)	4 (0.3%)	14 (1.1%)	7 (0.6%)	6 (0.5%)
計	1,330	1,261	1,333	1,172	1,217

契約当事者の属性を性別で見ると、女性が614件(50.5%)を占め、男性415件(34.1%)を上回っている。(表2)なお、以下の集計は、契約当事者(契約した人、勧誘を受けた人など)を対象に行ったものである。

表2 男女別相談受付件数と割合

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
男	422 (31.7%)	391 (31.0%)	490 (36.8%)	430 (36.7%)	415 (34.1%)
女	804 (60.5%)	741 (58.8%)	683 (51.2%)	586 (50.0%)	614 (50.5%)
無回答・団体等	104 (7.8%)	129 (10.2%)	160 (12.0%)	156 (13.3%)	188 (15.4%)
計	1,330	1,261	1,333	1,172	1,217

契約当事者を年代別にみると、昨年度までと同様 70 歳以上の高齢者の相談が最も多く (234 件)、相談件数全体の 19.2% 占めている。全世代を通して、前年から相談件数が減少する中で、50~60 歳代からの相談が増加している。(図 1)



※「その他」とは、「契約当事者の年齢・性別が不明なもの」と「事業

表3 販売形態別相談件数

(単位:件)

年度		年度				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
販売方法						
全相談件数(a)		1,330	1,261	1,333	1,172	1,217
店舗購入		339	325	277	256	273
無店舗販売・購入	訪問販売	86	97	84	96	90
	通信販売	437	383	491	437	457
	電話勧誘販売	42	50	42	25	24
	マルチ・マルチまがい取引	12	11	3	8	6
	ネガティブ・オプション	4	4	10	0	0
	訪問購入	6	7	11	11	11
	その他無店舗販売	28	25	22	12	11
	小計(b)	615	577	663	589	599
(b) / (a) × 100		46.2%	45.7%	49.7%	50.3%	49.2%
不明・無関係		376	359	393	327	345

販売方法別に相談件数をみると、「店舗購入」によるものが 273 件で 22.4% である。対して「無店舗販売・購入」(訪問販売、通信販売他)は 599 件 (49.2%) であり、多数を占めている。「無店舗販売・購入」の内訳をみると、「通信販売」が 457 件 (37.6%) と最も多く、前年に引き続き割合が増加している。次いで「訪問販売」が 90 件、「電話勧誘販売」が 24 件と続いている。(表 3)

なお、この分類における「店舗購入」とは、単に店舗で商品を購入したというものだけで

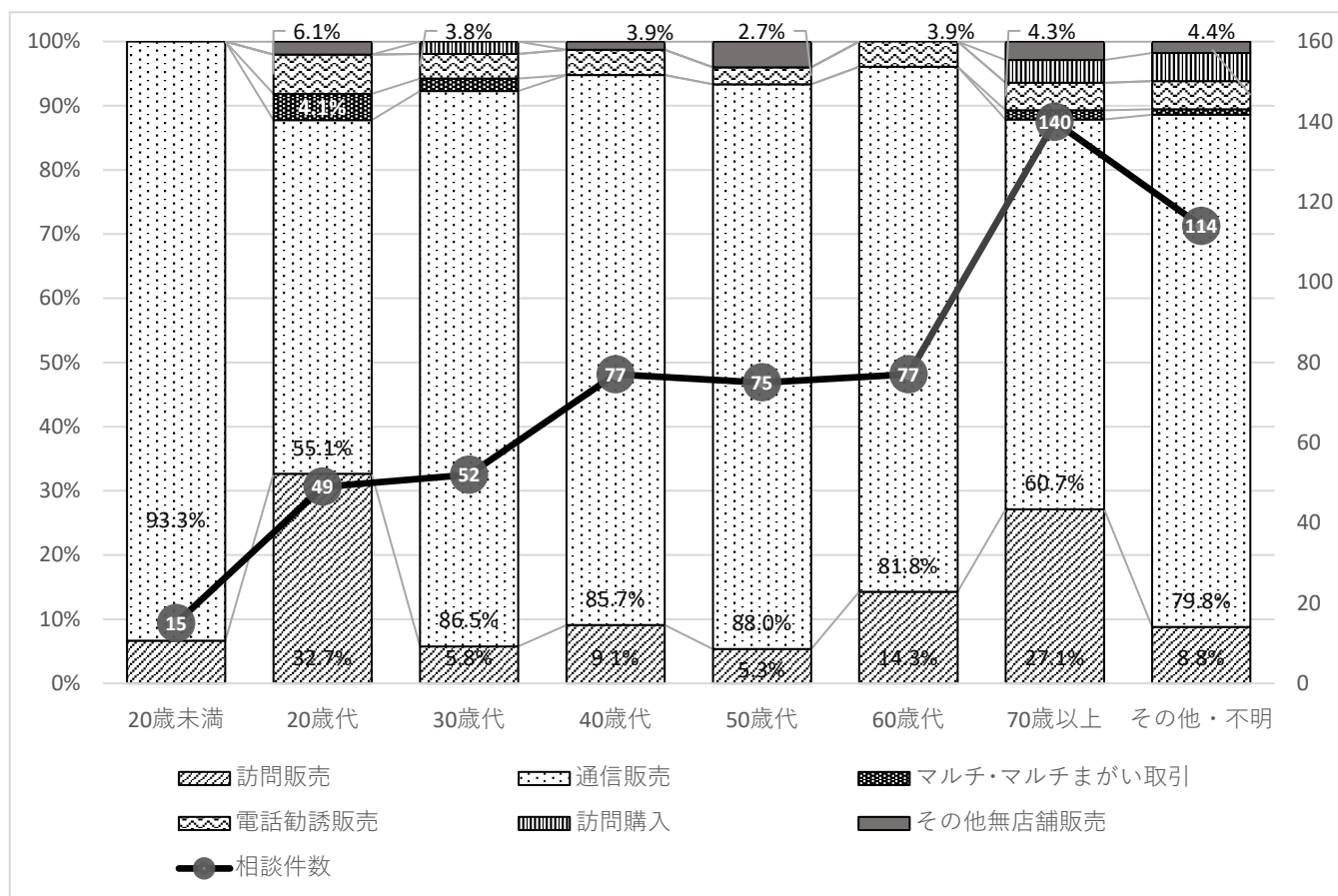
はなく、店舗で契約した英会話やエステ等の役務や消費者金融での借金、不動産賃借なども含まれる。

また、「訪問販売」の件数には、キャッチセールスやアポイントメントセールスで契約した場合も含まれ、光回線サービスの乗り換え勧誘や、電気やガス契約の切り替え勧誘に関する相談が寄せられている。

「無店舗販売・購入」において販売方法別に年齢の内訳をみると、「通信販売」がどの年代でも相談の多くを占めている。SNSや動画投稿サイト、検索サイトなどに表示される「お試し〇円」、「初回無料」という広告を見て、気軽に申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だったなどの相談が多く寄せられている。また、インターネットの普及により、海外事業者との契約も増加しているが、商習慣や言葉の違いによるトラブルや悪質なサイトや詐欺サイトも多く、解決が困難なケースも多い。

また、年代別の比較では、20歳代ではSNS等などでの勧誘による「マルチ・マルチまがい取引」の占める割合が他の年代より多く、比較的家に多いことが多い70歳以上では、「訪問販売」が多い傾向がある。（図2）

図2 年代別無店舗販売・購入相談割合・相談件数



2 商品・役務(サービス)分類別及び相談内容別の相談件数

(1) 商品・役務(サービス)大分類別の相談件数

令和4年度の相談件数を商品・役務(サービス)の大分類別で件数の多い順にみると、最も相談が多かったのは、「運輸・通信サービス」(109件)で、2位が「教養・娯楽サービス」(108件)、3位が「保健衛生品」(97件)であった。

なお、本統計は独立行政法人国民生活センターの管理する全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）による相談情報データベースにより行っているが、令和3年度に商品・役務分類の変更があり、年度推移の単純比較ができなくなっている項目がある。

表4 商品・役務大分類別相談件数の推移

単位：件

相談分類（主な内容）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
商品	商品一般（架空請求、DM広告等）	①311	①206	79	63	78
	食料品（食料品一般、健康食品等）	54	④83	③103	58	68
	住居品（電化製品、冷暖房機器、寝具等）	61	54	67	60	57
	光熱水品（電気、ガス、水道等）	19	25	31	25	26
	被服品（衣類、アクセサリ等）	44	49	78	75	84
	保健衛生品（化粧品、医療器具、マスク等）	39	49	②123	77	③97
	教養娯楽品（パソコン、学習教材等）	④77	78	④98	③102	⑤89
	車両・乗り物（自転車、自動車等）	13	13	16	11	20
	土地・建物・設備（マンション・戸建住宅等）	27	31	31	34	33
	他の商品	3	2	2	3	0
	小計	648	590	628	508	552
役務	クリーニング	7	7	10	6	6
	レンタル・リース・貸借（賃貸アパート等）	⑤72	78	⑤81	76	④94
	工事・建築・加工（屋根工事、リフォーム等）	42	47	34	69	52
	修理・補修（水廻り、電化製品等）	21	13	27	22	14
	管理・保管 （マンション管理、トランクルーム等）	1	1	5	3	2
	役務一般（複合サービス会員等）	5	4	1	9	6
	金融・保険サービス （生命保険、サラ金、暗号資産等）	61	⑤80	63	57	67
	運輸・通信サービス （引越、電話関連サービス等）	②235	②177	①208	①107	①109
	教育サービス（塾、家庭教師等）	8	8	7	4	5
	教養・娯楽サービス （旅行、語学教室、資格講座、娯楽等情報配信サービス、出会い系サイト、オンラインゲーム等）	53	64	58	②104	②108
	保健・福祉サービス （エステ、老人福祉サービス、シロアリ駆除等）	47	55	70	⑤79	82
	他の役務（外食・冠婚葬祭・他サービス等）	③85	③88	⑤81	④82	75
	内職・副業・ねずみ講 （パソコン内職、モデル内職等）	12	7	6	13	6
	他の行政サービス（住民票・運転免許等）	8	9	22	7	10
小計	657	638	673	638	636	
他の相談（相隣関係・しきたり）	25	33	32	26	29	
総件数	1,330	1,261	1,333	1,172	1,217	

※ 分類は独立行政法人国民生活センター「商品・役務等別分類」による

※ ①～⑤は順位

表5は表4の商品・役務大分類別相談件数を、さらに年代別商品・役務中分類別に集計し、上位の相談件数を記載したものである。

表5 年代別商品・役務中分類別件数(上位5位)

順位	20歳未満	件数	20歳代	件数	30歳代	件数	40歳代	件数
1	他の教養・ 娯楽	8	理美容	13	レンタル・リ ース・貸借	21	レンタル・リ ース・貸借	19
2	教室・講座	3	レンタル・リ ース・貸借	10	化粧品	7	化粧品	8
3	理美容	3	電気	7	理美容	7	紳士服・婦人洋 服	7
4	紳士・婦人用 品	2	医療	7	商品一般	4	商品一般	6
5	観覧・鑑賞	2	教室・講座	6	家具・寝具	4	役務その他	6

順位	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	化粧品	12	化粧品	15	商品一般	25
2	レンタル・リ ース・貸借	12	工事・建築・ 加工	9	化粧品	24
3	紳士・婦人 洋服	7	商品一般	7	工事・建築・ 加工	17
4	理美容	6	健康食品	6	役務その他	15
5	商品一般	5	医療	6	健康食品	12

商品・役務大分類別にみた相談件数の**第1位「運輸・通信サービス」**（109件）で運輸・運送サービス、インターネットのインフラ関連、スマートフォンなどの移動通信サービスに関するもので、ケーブルテレビの営業時におけるトラブルや、60歳代、70歳以上では、インターネット接続回線等に関する相談が多く、「『料金が安くなる』と光回線を勧誘されたが、安くならなかったので解約を伝えたら解約料を請求された」、「インターネット回線、電気、ガスなどをまとめて契約すれば安くなると言われて、必要のないサービスまで契約してしまった」などのケースがあった。

また、空港連絡バスの回数券を購入したが、コロナ禍で利用しないまま経過し、払い戻しの対応も終了してしまったという相談が複数見られた。

第2位「教養娯楽サービス」（108件）は、娯楽等情報配信サービスが最も多く、「無料アダルトサイトで動画を見ていたら、突然高額な請求額が表示された」、「動画配信サービスに認識がないままに契約をしていて、料金を請求され続けていた」などの相談が寄せられている。

次に多くみられるのが、教室、講座などの契約、解約トラブルで、「高額なパーソナルトレーニングを契約したが解約したい」という相談が複数入っている。

また、20歳未満では「インターネットゲーム」が1位で、青少年が保護者のクレジットカード情報や携帯電話のキャリア決済を使用し、オンラインゲームで高額課金をしてしまうケース等が増加している。

また、マッチングアプリで知り合った相手に副業サイトを紹介され、借金をしてまで契約をさせられるケースや、出会い系サイトで次々と課金を求められるが、相手には会うことができないという相談もみられた。

第3位 「保健衛生品」は(97件)で、前年度比126.0%と伸びている。相談の多くは化粧品、ヘアケア用品、歯磨き粉などの定期購入によるもので、「いつでも解約可能」と書いてあったのに電話がつかない、消費者側も定期購入であるという認識がないままに申し込んでしまうケースも見られる。

令和4年6月1日に改正特定商取引法が施行され、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された。

第4位 「レンタル・リース・賃借」（94件）で対前年度比123.7%著なっている。不動産貸借に関するものが多く、賃貸住宅の退去時に多額の修繕費を請求されたなど、原状回復費用にめぐるトラブルが多い。

第5位 「教養娯楽品」（89件）は、パソコン及び周辺機器、音響・映像製品、書籍・印刷物等の多岐にわたる商品に関する相談が含まれる。

新聞購読契約に関する相談が高齢の契約当事者、見守り者等から複数見られた。

年代別傾向としては、全世代を通じて定期購入やSMSへのフィッシングメールに関する相談が多くなっている。

若年層においては、「**理美容**」の 카테고리に関するものが多く、大手事業者の経営の悪化により、脱毛エステに関する相談が急増している。

高齢者の上位の「**工事・建築・加工**」では、「屋根が壊れている。無料で点検をする」と飛び込み訪問し、高額で工事契約をさせる悪質な点検商法に関する相談が急増した。

また、理解力の低下した高齢者に投資用マンションを契約させる悪質な不動産業者の被害が、本市をはじめとした都内で起きている。認知力が低下している高齢者の場合、本人はトラブルにあっているという認識が低いと、問題が顕在化しにくい傾向がある。被害額も大きくなるため、周囲の見守りが被害拡大防止に重要となる。

(2) 内容別分類相談件数

寄せられた相談を内容別分類でみると、「**契約・解約**」に関する相談が1番多く、全相談件数の7割を超えている。次に多いのが「**販売方法**」に関する相談で58.2%、以下「**接客対応**」が27.9%、「**品質・機能、役務品質**」が14.1%の順である。

表6 内容別分類相談件数

単位:件

件数	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (%)
安全・衛生	53	53	36	41	33 (2.7%)
品質・機能、役務品質	148	136	205	178	171 (14.1%)
法規・基準	16	20	41	42	41 (3.4%)
価格・料金	94	111	149	136	150 (12.3%)
計量・量目	2	0	1	1	0 (0.0%)
表示・広告	70	78	121	101	118 (9.7%)
販売方法	659	660	725	649	708 (58.2%)
契約・解約	1,040	912	884	843	899 (73.9%)
接客対応	248	237	347	324	340 (27.9%)
包装・容器	1	1	0	0	0 (0.0%)
施設・設備	3	3	2	4	0 (0.0%)
買物相談	10	9	11	6	6 (0.5%)
生活知識	9	2	4	4	1 (0.1%)
その他	25	27	45	21	23 (1.9%)
相談総件数	1,330	1,261	1,333	1,172	1,217 (100.0%)

※本表は複数集計

(3) 内容キーワード別相談件数

各相談の内容をキーワード別に抽出したのが表7である。内容キーワードとは、相談内容に基づいて付与される。

表7 内容キーワード別相談件数(上位)

単位:件

内容キーワード	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	1,330	1,261	1,333	1,172	1,217
解約	② 268	① 302	① 395	① 391	① 416
インターネット通販	③ 263	② 296	② 374	② 329	② 355
返金	⑥ 153	③ 173	③ 208	③ 194	③ 218
クレーム処理	⑩ 111	⑫ 92	④ 181	④ 162	④ 167
高価格・料金	⑬ 94	⑪ 92	⑥ 144	⑥ 129	⑤ 142
連絡不能	-	66	⑦ 141	⑧ 118	⑥ 130
不当請求	⑫ 104	⑧ 124	109	⑧ 118	⑦ 127
約束不履行	⑧ 130	⑥ 127	⑤ 159	⑦ 123	⑧ 126
詐欺	⑤ 192	⑤ 150	⑨ 124	⑩ 108	⑨ 125
電子公告	-	68	106	81	⑩ 121
説明不足	⑪ 106	⑦ 125	⑧ 126	⑤ 147	114
信用性	⑭ 89	⑨ 110	⑩ 123	⑩ 108	111
架空請求	① 321	③ 189	-	-	-
身分詐称	④ 250	⑩ 107	-	-	-

※複数集計

※「不明」とは、16位以下でシステム上抽出できない項目である。

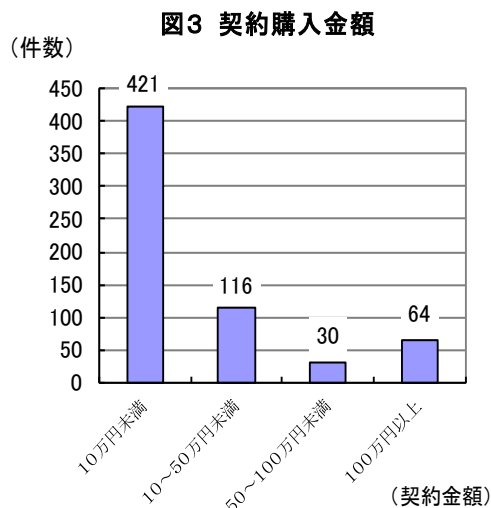
表7のとおり、内容キーワード別にみても「契約・解約」に関するキーワードの「解約」(1位)、「返金」(3位)が上位になっている。また、「販売方法」に関するキーワードの「インターネット通販」(2位)が上位にあり、偽サイト、定期購入などで業者と連絡が取れなくなる「連絡不能」(6位)のトラブルも前年度から増加している。

3 契約購入金額

契約購入金額についてみると、「10万円未満」が421件で、相談件数の34.6%を占めている。相談内容としては定期購入によるものが多く、健康食品、化粧品などに関するものや放送・コンテンツ等、インターネット通信サービスに関するものがこの金額帯に多い。

「100万円以上」は64件で、暗号資産、FXなどのデリバティブ取引や屋根などの修理やリフォーム工事、投資用マンションについての相談が多い。

「無回答・不明」は586件（48.2%）であった。



4 処理結果及び救済金額等

相談に応じた処理結果を示したものが表8である。

消費生活センターの業務範囲ではない相談のため、本来の相談機関を紹介したものが「他機関紹介」であり2.5%、自主解決できる可能性がある相談に対し、交渉の方法をアドバイスしたものが「助言（自主交渉）」で67.8%である。「その他情報提供」は、相談に関する一般的な情報を提供したり、参考のために他の機関を紹介したりしたもので16.8%、「斡旋（あっせん）解決」は、センターが相談者と事業者の間に入って斡旋し解決したもので7.5%である。その他、斡旋を行ったが不調に終わったもの0.7%、対応が困難で「処理不能」なもの2.2%、相談対応を不要とする「処理不要」なもの2.0%がある。

相談処理にかかる期間は、83.2%がその日のうちに終了しており、16.4%の相談が継続処理を必要とするものとなっている。

表8 相談処理結果別件数

処理結果	件数	構成比
他機関紹介	30	2.5%
助言(自主交渉)	825	67.8%
その他情報提供	205	16.8%
斡旋解決	91	7.5%
斡旋不調	9	0.7%
処理不能	27	2.2%
処理不要	24	2.0%

処理期間	件数	構成比
即日終了	1,012	83.2%
継続処理	199	16.4%

*相談件数の合計の差は、年度を超えて継続処理を行っている相談があるため

表9の救済金額とは、センターの斡旋や助言により、回復又は未然防止することができた金額を集計したものである。

表9 救済金額

令和4年度救済金額	28,107,468円
-----------	-------------

5 消費者安全法に基づく重大事故等の通知件数

重大事故とは事業者が供する商品・製品、物品・施設・工作物、及び役務により消費者に生命・身体被害が現実に発生している次の事故をいう。

- ①死亡
- ②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの又は一定程度の身体の障害が存するもの
- ③一酸化炭素による中毒

武蔵野市では、令和4年度に消費者庁へ通知した重大事故等の件数は1件、重大事故等以外は0件であった。

—資料—

武蔵野市消費生活センター条例（平成 28 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、武蔵野市が機関として設置する武蔵野市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営、情報の安全管理その他センターに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（位置）

第 3 条 センターの位置は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 10 番 7 号とする。

（事務）

第 4 条 センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務
- (2) 消費生活に係る学習機会の提供及び消費者活動の支援に関すること。
- (3) 消費者ルーム（地域における消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行う団体の使用に供するための施設をいう。）の貸出しに関すること。
- (4) 消費生活に関する図書の貸出しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（休業日）

第 5 条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

（開業時間等）

第 6 条 センターの開業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（消費生活相談の事務を行う時間は、午前 9 時から午後 4 時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

（消費生活相談員の配置）

第7条 市長は、消費生活相談の事務を行うため、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類

及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員としてセンターに置くものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第8条 市長は、第4条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のため、必要な措置を講ずるものとする。

（秘密の保持）

第9条 第4条第2号から第5号までに掲げる事務に従事する職員又はその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

武蔵野市消費者ルーム管理運営規則（平成 28 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、武蔵野市消費生活センター（以下「センター」という。）が管理運営を行う消費者ルーム（武蔵野市消費生活センター条例（平成 28 年 3 月武蔵野市条例第 23 号）第 4 条第 3 号に規定する消費者ルームをいう。以下同じ。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（消費者ルーム）

第 2 条 消費者ルームは、講座室、多目的ルーム及びミーティングルームとする。

（使用対象者）

第 3 条 消費者ルームを使用することができる者は、市長が別に定める要件を満たし、かつ、市長による登録を受けた消費者団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、登録団体以外の者に使用させることができる。

（使用時間）

第 4 条 消費者ルームを使用することができる時間は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の申請及び承認）

第 5 条 消費者ルームを使用しようとする登録団体は、市長に対して、使用の日の 6 か月前から前日までに消費者ルーム使用申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）により使用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長が特に必要があると認める登録団体以外の者が消費者ルームを使用しようとする場合は、市長に対して、使用の日の 1 か月前から前日までに申請書により使用を申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）をするときは、次条に該当する場合を除き、消費者ルーム使用承認書（第 2 号様式。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

（使用の制限）

第 6 条 市長は、第 3 条の使用対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をしない。

- (1) 消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 施設の管理上支障があるとき。

（承認の取消し等）

第 7 条 市長は、使用承認を受けた者（以下「使用団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 申請書に記載した使用目的又は承認書に付記した使用条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第8条 使用団体等は、使用を終了したときは、直ちに施設及び付帯設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第9条 使用団体等は、施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(武蔵野市消費生活センター規則の廃止)

2 武蔵野市消費生活センター規則(平成15年2月武蔵野市規則第5号)は、廃止する。

別表(第4条関係)

曜日	使用時間		
	午前	午後	夜間
月曜日から金曜日まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	

備考 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。

武蔵野市消費者団体登録要綱（平成13年7月1日）

最終改正 平成28年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵野市消費者ルーム管理運営規則(平成28年4月武蔵野市規則第66号)第3条に規定する消費者団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第2条 登録することができる団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する活動を継続的かつ計画的に行う団体であること。
- (2) 営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とする団体ではないこと。
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成人員が5人以上で、その構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場又は事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の代表者が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

（登録の申請）

第3条 登録を希望する団体は、武蔵野市消費者団体登録申請書（兼登録台帳）（第1号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 消費者団体役員・会員名簿（第2号様式）

（登録の認定）

第4条 市長は、前条の規定による申請により、当該団体が第2条に規定する要件に該当すると認めるときは、武蔵野市消費者団体として登録し、文書により当該団体に通知する。

2 市長は、当該団体が第2条に規定する要件に該当しないと認めるときは、その旨を文書により当該団体に通知する。

（登録の期間）

第5条 団体の登録の期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

2 翌年度以降においても登録の継続を希望する団体は、3月31日までに武蔵野市消費者団体登録更新届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第2条に規定する要件に該当しない場合を除き、更新を認めるものとする。

（登録の変更及び解散）

第6条 登録団体は、団体の規約、役員及び事務所等に変更があったとき又は団体を解散したとき若しくは第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに武蔵野市消費者団体登録変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 市長は、登録団体が解散したとき又は第2条に規定する要件に該当しないと認めるときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年2月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

武蔵野市消費者団体事業助成金交付要綱（昭和 62 年 1 月 10 日）

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、消費者団体活動の活性化を図るため、消費者団体が実施する講演会及び学習会等（以下「事業」という。）に対し、市が行う助成に関し、必要な事項を定める。

（消費者団体）

第 2 条 この要綱において助成金の交付の対象となる消費者団体とは、武蔵野市消費者団体登録要綱（平成 13 年 7 月 1 日施行）の規定による登録の認定を受けた消費者団体とする。

（助成の内容）

第 3 条 助成の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 講師、指導者等に対する謝礼金。

(2) その他、市長が特に必要と認めたもの。

2 事業に対する助成は、1 団体につき 1 年度に 1 回とし、助成金額は予算の範囲内において、市長が別に定める。

（申請）

第 4 条 助成を受けようとする消費者団体は、武蔵野市消費者団体事業助成金申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、実施日 14 日前までに市長に申請するものとする。

（決定通知）

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、助成を決定したときは武蔵野市消費者団体事業助成金決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（事業報告）

第 6 条 消費者団体は、その事業が終了したときは、14 日以内に武蔵野市消費者団体事業助成報告書（様式第 3 号）により市長に報告するものとする。

（助成金の返還）

第 7 条 消費者団体は、申請内容と異なる事業を実施したときは、助成金を返還しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、その限りでない。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年 4 月 14 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 5 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵野市消費者スクール実施要綱（平成 25 年 2 月 8 日）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が開講する消費者スクール（以下「スクール」という。）について、必要な事項を定めるものである。

（スクールの目的）

第 2 条 スクールは、スクールの受講生（以下「受講生」という。）に対し、消費生活に関する講習又は研修会を通じ、自立した消費者に必要な知識、情報等を伝え、受講生が安全で安心な消費生活の実現を図ることができるよう指導することを目的として開講する。

（受講生の資格等）

第 3 条 スクールを受講することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に居住する満 20 歳以上の者

(2) スクールで行うほぼ全ての講習会に参加できる者

2 スクールを受講しようとする者は、市が行う受講生の募集に応募するものとする。

3 市は、前項の規定により応募をした者の中から選考により、受講生を決定するものとする。

（受講生の定員）

第 4 条 受講生の人数は、20 名以内とする。

（スクールの開講期間）

第 5 条 スクールは、4 月に開講し翌年 3 月に閉講するものとする。ただし、1 年を数回に分け開講及び閉講することができる。

2 スクールは、開講期間中毎月 1 回程度の講習又は研修会を行うものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。

※すべて、様式 略

令和4年度の消費者行政

発行 令和5年9月

編集・発行 武蔵野市消費生活センター
(武蔵野市 市民部
産業振興課 消費生活係)

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-10-7
武蔵野商工会館3階

電話 0422 (21) 2972